

## 平成19年9月定例会市議会市政報告

平成19年第5回釧路市議会9月定例会の開会にあたり、6月定例会市議会以降の市政の概要についてご報告申し上げます。

報告の第一は、新市総合計画策定の進捗状況についてであります。

平成20年度からのまちづくりの指針となります総合計画につきましては、これまで構築してきた施策体系を基に、計画の素案がまとまったところであります。

素案におきましては、まちづくりの基本的な考え方を、自然と調和したまちづくりを進めながら、交通、物流機能や観光、都市機能の集積による人・もの・情報の交流によって、活気と賑わいを創出していくこととしており、こうした考えに基づき、将来都市像を、“自然とまちの魅力が賑わいを創り 活力みなぎる環境・交流都市「釧路」”としたところであります。

この将来都市像を実現するため、「活力にみちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり」、「共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり」、「自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり」、「心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり」、「市民と協働で創る、自立したまちづくり」という5つの基本目標を定めております。

また、まちづくりの指標となる将来人口は、これまでの国勢調査の結果に基づいた推計から、10年後の定住人口を約16万人としておりますが、都市の規模としては、この定住人口に交流人口を加え、17万人と想定しております。

今後、10月にパブリックコメントを予定しており、ホームページや主な公共施設での計画案の公表と、広報くしろ特別号への概要掲載により、市民の皆様のご意見をいただきながら、新しい釧路市の将来に向けた計画づくりを進めてまいります。

報告の第二は、製紙工場の公害防止協定違反に係る市の対応についてであります。

去る6月29日に日本製紙釧路工場から、7月12日には王子製紙釧路工場から、過去3年にわたるばい煙発生施設の排出基準値超過の報告を受けました。

このことは、生活環境を保全する大気汚染防止法及び釧路市公害防止協定の精神に違反するものであると同時に、市民の安心・安全に関わる重大な問題であり、市としては直ちに北海道釧路支庁とともに立入検査を行い、事実関係の確認作業に入り、あわせて原因究明と再発防止策の確立を強く指導したところであります。

その後、両工場から原因調査結果と再発防止対策をまとめた報告書が提出されたことから、再発防止策の確実な実行を求めるため、8月31日、市として、

両工場に対して注意書を手渡し、強く指導いたしました。

今後とも、市といたしましては、釧路支庁と連携し、釧路市公害防止協定など法令の遵守状況について、立入検査等を通して監視・指導を行い、良好な生活環境の維持に努めてまいります。企業としても、二度とこのようなことが起きないように法令の遵守を徹底し、市民の信頼回復に努めていただきたいと思いますと考えております。

報告の第三は、音別地区特別養護老人ホームの整備促進についてであります。

旧音別町時代からの懸案でありました音別地区の特別養護老人ホームの整備につきましては、7月11日付で北海道より補助内示があり、現在、開設予定法人におきまして、平成20年度の開設に向け、建築確認申請等の手続きが進められているところであります。

音別地区におけるショートステイを併設したユニット型個室による特別養護老人ホームの整備は、高齢化の進行と相まって、増加傾向にある入所待機者の解消に寄与するとともに、高齢者をはじめ、家族の安心を支える地域ケアの拠点としての役割が期待されることから、今後とも、開設予定法人とも緊密な連携を図りながら、施設整備が計画どおり推進されるよう、支援に努めてまいります。

なお、この整備により、第3期介護保険事業計画に定めた介護老人福祉施設の整備目標である570床を達成することになります。

報告の第四は、釧路市夜間急病センター開設準備に関する覚書についてであります。

平成20年4月開設予定の釧路市夜間急病センターの施設整備や運営につきましては、専門的見地からの助言、さらには、医師・看護師等の確保におきましても、釧路市医師会の協力が不可欠であります。

そのため、去る8月2日、市と医師会との間で、この急病センターの開設準備に関し、相互に協力して行うために必要な事項を定めた覚書を締結したところであります。

早速、この覚書の規定に基づき、8月8日に「開設準備検討会」を立ち上げ、整備すべき医療機器や医師等の人員確保に向けての協議を行ったところであります。

今後とも、「開設準備検討会」で協議を重ねながら、来年4月の開設に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

報告の第五は、立栄（ユニ）航空の釧路・高雄間のチャーター便就航についてであります。

釧路空港への海外チャーター便につきましては、台湾からの路線を運航している航空会社が道内他空港で定期便を就航させた影響で、昨年から就航便数が

減少傾向にあります。

また、新規参入が困難でありましたチャーター便の就航につきましても、政府のオープンスカイ政策により、認可制から届出制になったことから、道内他空港との誘致競争に遅れをとらないよう、既に実績のある航空会社だけでなく、新たな航空会社に対しましてもプロモーション活動を実施し、新規参入を促進することが急務となっております。

そのため、台北を基点に台湾国内を主力に運航しております立栄（ユニ）航空に対しまして、プロモーション活動を実施した結果、チャーター便の釧路空港初就航が実現したところであります。

台湾のチャーター便は、これまで台北発が中心でありましたが、今回は台湾第2の都市で140万の人口を抱える「高雄」からの就航であることから、北海道観光ブームが続いている台湾において、新たな需要を開拓する拠点になるものと、大いに期待しているところであります。

今後は、これまで実績のある中華（チャイナ）、華信（マンダリン）、長栄（エバー）航空のほか、今回の立栄（ユニ）航空のチャーター便初就航を契機として、チャーター便を就航させていない遠東航空や復興航空などの大手航空会社に対しましても、積極的にプロモーション活動を展開してまいりたいと考えております。

報告の第六は、北見市大規模断水に伴う応急給水支援活動についてであります。

北見市では、今年の6月から7月にかけて、集中豪雨などにより取水河川の原水が高濁度となり、結果的に数度にわたる大規模断水が発生し、最も規模の大きかった最初の6月23日の断水では、約5万8千戸余りに影響を与える事態となり、北見市から道内自治体や自衛隊へ、応急給水活動の要請がなされたところであります。

釧路市にも、応急給水のための給水タンク車派遣や給水ポリ袋の提供について支援要請がありましたことから、上下水道部は「日本水道協会会員相互の災害時応援協定」に基づき、また、消防本部は「災害時の北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、ただちに派遣隊を編成し、上下水道部派遣隊は6月23日から3日間、消防本部派遣隊は6月24日の1日間、それぞれ現地での応急給水活動にあたるとともに、給水ポリ袋7,500枚を提供いたしました。

釧路市からの派遣規模は、市の給水タンクを搭載した民間トラック9台、民間給水車2台、消防の大型水槽車2台の合計13台で、上下水道部職員17名、

協力事業者職員 48 名、消防職員 6 名の合計 71 名が従事したところであります。

釧路市では、かねてより市内の水道関係事業者との間で、釧路市内で災害が発生した場合に備えた応急対策にかかる協定を締結しておりましたことから、今回の北見市からの支援要請にも、官民の円滑な連携による的確な対応ができたものと考えております。

今回の貴重な経験を教訓として、今後とも危機管理体制の尚一層の充実に努め、市民の生活を支えるライフラインである水道水の供給に万全を期してまいります。

報告の第七は、建設事業の発注状況についてであります。

8 月末日現在における建設事業の発注予定額は、約 99 億 1 千万円となっておりますが、このうち発注済額は約 64 億 9 千万円であり、執行率はおよそ 65% となっております。

このうち地元企業への発注は、金額で約 54 億 5 千万円、率では約 84% であります。

主な建設事業別の発注率につきましては、道路事業が約 72%、下水道事業で約 67%、学校建設は約 83%、住宅建設は約 68% の状況となっております。

今後とも、地域経済の動向を念頭におき工事の早期発注に努めてまいります。

以上で、市政報告を終わります。